

総務委員会記録

- 1 期 日 平成20年12月3日（水）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]
(1) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項
(2) 平成20年度職員の給与等勤務条件に係る交渉概要について
[企画振興局]
(3) 平成20年広島県議会12月定例会提案見込事項
- 7 会議の概要
(1) 開会 午前10時34分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 質疑・応答
○質疑（田川委員） 定額給付金についてですが、来年1月の通常国会で2次補正予算案及びその関連法案が成立いたしますと、この定額給付金の実現するという運びになっています。
この11月28日に、総務省は新総合経済対策の定額給付金について、都道府県と政令指定都市を対象に説明会を開いたと伺っておりまして、そこでは定額給付金事業

の概要、たたき台が公表されたということでございます。それによりますと、所得制限を設けず、所得を基準とする給付の差異を設けないことを明記し、支給は口座振り込みをすることを基本に年度内、平成21年3月末日の支給開始を目指すとしているわけです。支給額は1人1万2,000円、65歳以上と18歳以下は1人2万円ということで、支給方法は郵送申請方式、窓口申請方式、窓口現金受領方式の3方法を示したところです。

基本的には市町村が窓口になり、この手続を行うということですが、佐賀県では知事がキャップになり、佐賀県の市町村課のメンバーでチームを組んで定額給付金事務支援チームという取り組みが始まったと聞いております。その内容は、この定額給付金が実施された際に窓口となる県内市町の担当部署と連携して、給付事務がスムーズに行われる体制整備を図るのが主な仕事であると聞いております。現在、各市町の窓口に対して振り込め詐欺防止の周知徹底とか国からの情報提供など、市町が抱えている不安や問題点の掌握などに努めていると伺っていますが、本県でもぜひ各市町の定額給付金事務に対する支援をしっかりと行っていただきたいと思っております。この定額給付金によって景気浮揚を図っていききたいと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○答弁（市町行財政課長） 定額給付金でございますが、11月12日の政府・与党の大枠に続きまして、先週、国の方からいわゆるたたき台が示されたところでございます。この制度は市町村を実施主体として行うとされているところでございます。制度の詳細につきましては、まだ今後を待たなければいけない部分もございます。また、国、県の補正予算の取り扱い等について不透明な状況ではございますが、実施予定時期は一応年度末となっております。市町にとりましていわゆる住民移動もかなりあるという繁忙期でございます。そういった観点も踏まえ、県といたしましては、市町の事務に混乱が生じないように市町への情報提供あるいは国との連絡調整に努めていきたいと考えております。

○質疑（田川委員） しっかりとした取り組みをお願いしたいと思うのですが、佐賀県のような事務支援チームをつくる考えはございますか。

○答弁（市町行財政課長） 先般の国での説明会に基づきまして今週中にも市町を集めて説明会を開きたいと思っております。今後、制度の具体の中身が詰まってくる状況も見ながら、県としての対応も考えていきたいと思っております。当面は情報提供なり連絡調整を行っていききたいと思っております。

○要望（田川委員） この定額給付金は、きっと私は消費に回って県内に大きな経済効果があると思っておりますので、取り組みをよろしくお願いしたいと思っております。

次に要望ですが、昨日も報道されておりましたAPECの広島への誘致ということで、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思っております。県もしっかり支援するという形をとっておりますけれども、イニシアチブを市に任せるだけではなくて、県もしっかりとした取り組みをやっていただきたい。広島は海外において非常にネ

ームバリューのあるところだと私は思います。京都、大阪よりも広島の方が有名であるというような話も海外に行けば聞きますし、発信機能も持っている地域でございますので、ぜひ誘致に努力していただきたいと思います。同時に、この誘致を踏まえて、さらに今後、国際機関あるいは国連機関などを広島に持ってこられるようなそういう展望を持って県も取り組みをお願いしたいという要望でございます。

○質疑（城戸委員） 平成20年度の職員の給与状況と勤務状況に係る交渉概要について説明がありました。これは人事院、人事委員会の勧告に伴ってこういうことになったという説明で、何か国がこういうものを認めたから、各県も市町村も国が行えば全部オーケーという格好になったからこうなったのかと思います。私は、以前、人事委員会事務局長に、県の意思はないのかと言ったことがあります。何か横並びでやるからこうですということを言われたけれども、結果このように皆上げなさいということになるではないか。今上げる時期かどうか、これで言ったらKYです。民間は皆首になろうかというときに、これを上げようかという話になりかねないのです。だから私は、たったこの間、あなたにこういうものを発表していいのかということを行ったのですが、これに対して人事委員会として現実に上げなければいけない、時短もして、また給与の改定も地域手当もつけなければいけないという理由は何なのか、答えていただきたい。

○答弁（人事委員会事務局長） まず説明の中にもございましたが、この勧告制度は公務員、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているものであるという仕組みが一つあると思います。私ども人事委員会は、第三者の立場に立って、民間給与との正確な比較を行って給与勧告を行う、そして適正な公務員給与を確保することによって行政運営が維持されていくことの基盤を築くという役割を担っていると思っております。

前回の説明で言葉が足りなかったところがあると思うので、この機会を借りて説明させていただきます。前回小さな企業の数が少ないのではないかと委員から御指摘を受けたと思います。そのときの答えが不十分であったと思うのですが、まずこの調査は、国の人事院、それから各都道府県、政令市と一緒に共同して調査を行っております。前回、その仕組みは全国共通であるということを示したのですが、その共通の仕組みといたしまして、まずサンプル調査を行うのですが、そのサンプルを選ぶときに、その県内の企業規模ごとのバランスをとって、それぞれ大体200程度の事業所を無作為に抽出して調査をします。次に、その集計に当たりまして、2割程度の抽出調査によって得られたデータを10割に割り戻して、それぞれの県の企業規模ごとの調査対象事業所すべての給与の状況が統計的手法にのっとって、できるだけ正確に算定できるという手法のもとに行っております。その結果、現在調査対象としております県内の50人以上規模の事業所・企業の状況をほぼ踏まえた結果になっていると考えています。そういうことで現在の調査方法は、本県の民間事業所の状況をこのように一定程度反映しておりますこと、また全国で統一された客観

的な調査方法であるということのメリットもございますので、現時点で合理的な方法ではないかと認識しており、その方法をもとに、より正確で適正な調査を行って勧告を行っていきたいと考えています。

○質疑（城戸委員） 今の答弁は私が質問した答えになっていないと思います。そのような調査の方法を聞いているのではない。

はっきり言って、あなたの10割に戻したから公平になるという判断は間違っています。そんなことはあるわけがない。中小企業の方が数が多いのです。それを150社調べればいいのです。いいところだけをとって、とったかどうかわからない割り戻しが正しいという方法を説明するのはおかしい。そのことはこの間の決算特別委員会でも聞いたからいいのです。

そうではなくて、今ここで賃上げにつながることをしなければいけない理由、その必要性があるのかどうかを聞いているだけです。あなたは、いわゆる公務員が決められた仕事をしなければいけない、勝手に言えない、交渉ができない、それを守るために人事委員会がある、だからするのだという言い方をしたけれども、そうではなくて、今の時期がこれをしなければいけない時期かどうかを聞いているわけです。別に公務員にやめてくれと言っているのではない。今こういう地域手当とか初任給の調整手当とか給与表の見直しとかをしなければいけない時期なのかを聞いている。

○答弁（人事委員会事務局長） 恐縮ですが、そういうことについては人事委員会が判断する立場にないのです。

○質疑（城戸委員） それは人事課が判断するのか。

○答弁（人事課長） 冒頭の説明でも申し上げましたが、地方公務員の給与を民間企業の給与水準に合わせていく、移行させていくということを基本に人事委員会の勧告制度が設けられました。給与決定方式として労働基本権が制約されているもとの、人事委員会の勧告が公務員の給与の決定方式として定着していると我々は認識しており、それを最大限尊重することが基本であろうと考えております。お尋ねのように、昨今、急激に景気情勢が悪化してきた中で、雇用不安とかいろいろな形が出ているのは承知しておりますが、あくまでも人事委員会において調査された勧告について、我々としてはそれを受けとめるということで、端的に申しますと、勧告後に急激に生じた経済情勢等については今の制度では当該年度の勧告には反映されない、次年度以降に反映されるという仕組みになっていると理解しています。

また一方で、本県においては平成11年以降給与抑制措置が長期間継続しているということも念頭に置きながら、今回の人事委員会の勧告を受けて、本県といたしましては勧告どおり実施していくということを基本として交渉に臨み、妥結したところでございます。

○質疑（城戸委員） 通常るときなら私はそれでいいと思いますが、首相の言葉をかりれば、今100年に1度来るか来ないかというような恐慌が来るのではなかろうかとい

うときに、人事委員会勧告があったからそれをのもうとか調整をしようという話になるのが私にはまだ理解できない。

ここに、昨日出た雑誌があります。この雑誌では、役人の給料をこっそり上げている場合かと書いてある。そして、地域手当の改定というものを行い、時短をやる。この時短は、基本給の計算に引き戻すと3%の値上げだと出ている。これを国が行ったら地方も全部上がるではないか、地方自治体も横並びで時短をする、このようなことをしていてもいいのかということが書かれているわけです。

その中に私が言い続けていることと同じことが書かれているので読み上げたいのですが、人事院が、7時間45分でも8時間勤務でも公務員のこなす仕事は変わらないから時短をするのだ、民間に合わせるのだという答弁をしているのです。ここに書かれているのは、それならば、システムエンジニアのような専門職種に適用される一種の裁量労働制になるのではないかと、決められた仕事さえこなせば、5時間勤務でもいいということになって、逆に仕事が終わらなかった場合には何時間働こうと残業代をつけるのはおかしいのではないかと、こういう疑問がここへ書かれているのです。いつから公務員は裁量労働制になったのかと。確かにこの理論は少し飛躍しているけれども、こういうことにつながっていくわけです。民間に合わせるというただそれ1点で、仕事の量が変わらないのだからいいということになると、こういうところに影響が出てくるわけです。だから、給料の格差は民間に合わせるのとはわかるが、時短まで合わせるという必要性があるのか、ばかげているのではないかと書かれているわけです。このようなことをしていたら公務員制度そのものが壊れてしまう、そういうことにつながるのにどうしてこのようなことを行うのかということが書かれているのです。

私は、はっきり言って、民間企業に合わせろと言ったら何でも民間に合わせる。本当の民間になるのならいいのですが、今行っている国の民営化というのは民間でも何でもありませんか。JRのどこが民間だと思いますか、郵政が民営、民間ですか、NTTもJTも全部民間ではないでしょう、独立行政法人でもない、あれは何なのか。怪物みたいなもので、わけのわからないものをつくって、自分たちは民間だから、国民の言うことを聞く必要がないと、こんなばかなことを言う。それに地方公務員までが同じような乗り方をするというのは、私はいかなるものかと思います。何か屋上屋を架することばかりを行う。

このようなことをして本当にいいのかと思うのですが、議論をさせないままに、実はこの給与条件の交渉による提案見込みがきょう出るというのをきのう聞いた。きのう東京へ行く前に電話がかかってきて、説明したいと言う。人事委員会勧告があったのはかなり前です。なぜ、もう少し早く説明ができないのですか。議論をさせてくれるのかと思っていました。議論をさせないで、このようなものをいきなり出して、何もなかったからすんなり通そうというのはばかな話です。今上げるべきかどうか、どういう状態かというのは、考えて行くべきではないですか。確か

に民間との比較で1年ずれてくるのはしようがない。だからそのことが、話し合いの中で、議論をした中で発表されるのなら確かに通ります。でもいきなりこれを出してきて、委員会を通してすんなり12月定例会で通そうというようなことを行っているのか。私は本当に皆さんが黙っているのが不思議なのだが、給料など人の懐へ手を突っ込んではいけないのはわかる。でも今こういう時期に、これが議論されないのは私はいかがなものかと思う。民間事業者、中小企業者は皆倒れている、正規雇用でない人は皆やめさせられていく、正規雇用の人でも退職を迫られているというのが今の流れです。その中で、ここでふやそうというのを提案するには、民間と公務員は1年ずれが生じるのだということを皆に納得してもらわないと、こういう雑誌とか新聞で書かれるわけです。それにはやはり議会在きちん議論をしているのだということを県民にアピールしていかなければいけない。そうしなかなかなか理解が得られないのです。国もこういう雑誌にぱっと載せられるというのは議論をしていないからです。いきなりこういうのが出たから、こっそり上げている場合かと書かれるわけです。私は、このように短兵急に出されるというのはいかななものかと思うのです。

それと、やはり時短が幾らにつながり、また民間企業が時短を行うのはなぜかと言うと給料を上げていくための手法なのです。時短を行って、これではというのでまた時間を延長するのです。そのとき差額を上げていかなければいけないわけです。私が民間に勤めているとき、給料を上げていくためにずっと時短運動というのを行っていた。同じことを公務員も行うのですか。私はやはり、こういうこともですが、何か知らないけれども屋上屋を架するような人事を行って、はっきり言っていたが緩んでいるのと違うのですか、そのような感じがします。これは、いずれにしても、もう少し議論をさせてほしいのですが、どうですか。

○答弁（総務局長） 幾つか御指摘をいただきました。先ほど人事課長から申し上げましたとおり、この人事委員会勧告は非常に重みのある制度であると思っております。これは労働基本権を制約している代償措置として整理されているもので、私どものスタンスは基本的にはその趣旨を尊重して対応すべきものである。ただ、城戸委員がおっしゃっている部分なのかもしれませんが、その実施に当たっては、国、他団体の動向あるいは財政状況等々を総合的に勘案して判断していくべきものと認識しています。

そういう中で、今回、私どもとしては、先ほど御説明したような結果で職員団体との交渉を整理させていただきました。私どもの理解として、これは先ほど一部の報道についてその中身を紹介されましたが、私はいろいろな議論が出てもいいのだろうと思っております。確かにどういう情勢で物事をしっかり判断したのかということをつまびらかにしていくということが重要だということは、城戸委員がおっしゃっているとおりだと思っております。ただ、そこがなされないがために、一部一方的な議論が生じるということについても、私どもとしてもじくじたる思いをしてお

りますので、なぜそのようにしたのかということは今後もしっかり議論していきたいと思っています。決算特別委員会の場合などでも、人件費に関する御質問は幾つもございました。私どもとして今の経済情勢が極めて厳しいという認識は十分持っているつもりですし、少なくとも今年度、税収の見通しが非常に厳しい状態になっているということも常々機会あるごとに申し上げています。この交渉をするさなかにあっても、私どもは、その部分についてどういう形で手当てができるのかというのは、国を初めとする関係機関との調整を日々行い、どういう補てんをする、補てん措置がなされるという見通しをつけてここに臨んでおります。あわせて、一番ここは私どもが大事にしたいところでございますが、公務員の給与は繰り返しますが、先ほどのしっかりした制度の中で動いているものではございますけれども、県民の皆さんになぜ改善するのかということの理解をしっかりといただくためにも、完全にリンクさせなければいけないものであるとまでは言い切るつもりはありませんが、公務員みずからの努力をしっかりと示さないといけないという思いで、今年度もスタートから事務的経費について、実際に予算をつけたところからさらに5%の深掘りということで節減努力を各局に要請しております。加えて、歳入確保の努力もこれまで以上に力を傾けたつもりです。そういったもろもろをあわせて、今回の給与の改善を考える提案をさせていただいて、職員団体と整理をつけたというところでございます。関係する予算並びに条例案等々につきまして、今後、議会での御支持もいただかないといけませんので、改めてしっかりとそこで御議論をいただきたいと思っております。

あわせて、勤務時間のことにつきまして、いろいろ御意見がありました。これは過去5年、県につきましては過去4年、地方公務員について、国の状況とあわせてということと同時に、民間の状況等もあわせてということでございまして、一つだけ申し上げておきたいのは、人事院の言い方としては、公務能率の一層の向上に向けて努力すること、これをもって行政サービス、行政コストに影響を与えることなく、この15分の短縮ということは可能であるというような考えで整理されて、その後、各地方公共団体に対してもそういった方向で国は対応する、国公準拠であるということも十分踏まえた対応をよろしくお願ひしたいという話があって、なおかつ、県人事委員会の調査も踏まえての対応を私どもとしてはさせていただいたところだと思っております。

あと、この内容につきまして、十分事前に議会に御説明できなかったことについては申しわけなく思っておりますけれども、ここで1点御了解いただきたいのは、私どもが今回提示しております資料で、私がキャップになって交渉したもので、交渉日というのを1回、2回、3回という形で書いていますが、これは逆に交渉相手からも同じことを言われたのですが、第2回目までは当局としての提案というものはいたしておりません。第3回目で提案をするような形をとらせていただきました。城戸委員は人事院勧告が出た時期のことを多分おっしゃったと思うのですが、これ

はひとえに国の対応、私どももそれを踏まえてですけれども、政府としてのスタンスがそれだけでは決まっておきませんので、給与関係閣僚会議並びに閣議の開催が、例年であれば10月にあることが多いのですが、11月の中旬までずれ込んでいた。このような状況や他団体の動きもしっかり見たいということから、いろいろ交渉の相手側からも言われましたけれども、第2回ではそこは示すことができず、最終にもつれ込むような形で交渉に今回はなりました。したがって、途中の段階で、例年であれば、確定の交渉自体は10月末から開始しておりますので、当局としてどういった形で提案をしているのかというのを11月の常任委員会でお示しをしておいたのですが、こういうような状況がございまして、やむなく時間が切迫したような状況で委員の皆様方にお知らせするような形になりました。

言いわけばかりしても始まりませんので、いずれにしましても、12月定例会で先ほどから申し上げておりますとおりの関係の議案等を提出させていただくような流れになっておりますので、時間が短くなればなるほど、本当に濃密に私どもとしては公式・非公式の場を通じまして委員の皆様方にはしっかりと情報提供し、しかるべき御判断をいただけるだけの環境を整備していきたいと思っておりますので、そこは御理解をいただければと思います。

○要望（城戸委員） つけ加えて言うならば、時短について、民間は確かに時短を行いました。すると7時間45分ではやはり会社がうまくいかないようで、時間をもとに戻そうという動きが出ているわけです。民間は失敗したと言っているのに、公務員が時短するののかも書かれている。

それと、公務員の人事委員会勧告の大事さというのは私たちにもわかるのです。それを守るために私はこういう民間に合わせるだけの話でいいのかということをお願いしたいわけです。民間に合わせると言うと、公務員という制度そのものが崩れます。私はきちんと複雑なところをなくし、スリムにしていけば公務員制度が一番いいと思っているわけです。それなのに、複雑になっていって肥大化したから公務員制度が今破綻を来そうかということになっているのに、ますます複雑にするのですか。そういうことを私は言いたいわけです。そういう中で、こういうことを今やるべきかどうか。

ここでは、あなた方は職員団体との交渉の話だけをされているが、実際にお金を出すのは県民です。県民に何の説明もなしで、私たちは任されているのだからこうですという格好で行って、今こういう感情のときに、会社が株主に説明をせずに行っているのと一緒ではないですか、そこがおかしいのではないですかということを私は言いたいだけです。県民は県から言うと株主です。そこに説明なしで、交渉をしたからと言ってずるずる、いや、国から言われたからと言ってばっか行っているのか。そういう意味で、こういうものはもう少しきちんとした理論が立って、これは今やらざるを得ないというものがあつた場合に行うべきです。この間から55億円、27億円と言ったら、皆補正で行っている、一体何なのか。雑誌に書かれているのと同じ

です。だから、やはりきちんとした道を踏んでほしい、もう少し我々にも説明してくれ、そうでないと我々は県民にどう言いわけをするのですか、どう説明するのですか、おまえたちだけ給料を上げているのかと言われたときにです。ぜひとも、もう少しこれはきちんと議論をさせてほしい。

○質疑（間所委員） これは回答が出ない問題かも知れませんが、国から地方へいろいろな権限を分権しようという中で、国土交通省の国道と河川の移管が一番問題になっていますが、どうも思ったより国が移管してくれないということがいろいろ報道されています。これはどういうことなのですか。中国地区では地区内の各知事が協議され、こことここだけは絶対に移管してもらおうという協議のもとに国に提案されたものではないのですか、それとも各県ばらばらに提案されたのですか。

○答弁（分権改革課長） 第1次勧告に基づき、地方分権改革後の国道、河川について全国的な勧告で移管の基準が示され、国土交通省は政府の推進要望を受け、移管の基本的な考え方を示しました。それを全国知事会との間で一応一定の整理を行い、各都道府県と各地方整備局が個別に協議をすることになりました。本県としましては、本県の考えに基づいて地方整備局と協議しており、各県がそれぞれ行っております。

○質疑（間所委員） 中国地方で移管が認められているのがわずか2件ぐらいで、これではどうにもならない気がします。中国地区の知事は非常に弱いという感じがしたのですが、そのあたりをもう少し工夫できないものかという気がいたしますが、どうですか。

○答弁（分権改革課長） 地方整備局と今交渉していますが、地方整備局は政府の推進要綱、直轄国道、河川の移譲の基本的な考え方の枠から一步も出ておらず、我々としては非常に消極的だと受けとめています。

今の政府の推進要綱は、福田前総理のときに1次勧告を受けてすぐ決定したものです。11月上旬に麻生総理が地方分権改革推進委員会の丹羽委員長を呼び、国の出先機関の統廃合につながるような大胆な勧告を2次勧告で行ってほしいという指示をみずからされました。関係閣僚にも国と地方の二重行政を解消する方向で分権改革は自民党としても、あるいは政府としても取り組まなければいけないという指示をされています。これを受けて分権改革推進委員会は来週の12月上旬にも第2次勧告を出す方向で作業が進んでいますが、委員会はかなり高目の球を出すのではないかと我々は強く期待しています。しかし、1次勧告をすべて完全実施しましても恐らく国の地方整備局とか地方農政局の抜本的な統廃合につながるようなボリューム感には至らないと思っており、どれぐらい上積みする勧告が出るかが課題ではないかと思えます。我々としては少なくとも1次勧告に該当する可能性のあるものは完全実施してほしいということを強く主張したいと思えます。

正念場として、2次勧告が出た後、地方分権改革推進本部で政府としての対応が決定されることとなります。勧告からすぐされるのか、どれぐらいの時間を要する

のか、中央省庁内での調整あるいは内閣での調整もあると思いますが、基本的には総理を初め政治のリーダーシップで行われるべきであり、そうでなければなかなか難しい状況であろうと認識をしています。県としては少なくともこの第1次勧告に基づく道路、河川の移譲につきましては、実現できるように全力で取り組みたいと考えています。

○質疑（間所委員） 関連ですが、広島のコナクリは全国で一番まとまっていると言われていますが、ここに新しい庁舎を建てるという計画があると聞いており、県の方は把握されていますか。

○答弁（分権改革課長） マスコミ等の報道で新しい庁舎を整備される予定があることは承知していますが、詳細な内容については存じておりません。

○質疑（間所委員） 国の考え方として、実際はいろいろな面で、権限を地方に渡したくないということがありありだと思うのです。

もう一つ、国家公務員の宿舎が非常にたくさんありますが、これを統廃合する計画があるのです。ということは権限を地方へ移管しようとしても、移管される公務員は統廃合される同じ宿舎に全部入ってしまう。そうすると、もし移管されたときには、その公務員は宿舎を出なければいけなくなり、空き家になり、非常に無駄になる。今のようにばらばらである方が、空いたところだけを処分できますから、まだ合理的なのですが、それを一つにまとめて高層ビルにし、そこへ公務員を全部入れてしまおうとしているが、国家公務員でなくなった場合に、その大きな膨大な宿舎はどうするのですか。このように国の考え方は分裂しており、地方へ仕事を移管しようと言いながら、庁舎はきれいに集めてきちんとつくり、しかも住むところもまとめて一緒にして全員がそこへ住もうという話ですから、少しおかしいと思うのです。具体的には、膨大な宿舎を全部まとめ、東区牛田本町に1つか2つの棟にし、周辺の国家公務員を全部そこへ集める。そうすると同じ牛田早稲田団地にある十何棟の公務員宿舎が全部要らなくなるのです。難しい問題ですが、地方分権に関連した問題であり、県はどう考えているのか、御意見を賜りたい。

○答弁（分権改革課長） 道路、河川等を初め国の事務を都道府県に移譲することになった場合にいろいろな課題があります。委員御指摘のように、事務・権限の移譲に伴う財源の問題、人の問題、そして設備や庁舎等をどうするかという問題もございます。庁舎や官舎をどうするのかといういろいろな問題があると思いますが、まずはどの事務を地方に、都道府県に移譲するかの入り口のところで今勝負をしておりますので、政治決定として一定の方向が出れば、それを実現するための次のいろいろな条件を全国知事会と省庁との間で、分権委員会も国・地方調整委員会という協議機関を設けるように提言をしていますので、そういう機関を設けて協議をするようになると思いますが、いかがですか。

○質疑（間所委員） もう10年ぐらいたらどうするという分権の計画の時代に、宿舎が一度建つと40年、50年先まで動かないわけです。合同庁舎や宿舎の問題も関連し

ながら進めなければいけないときにどんどん進んでおり、非常に矛盾していると思うのです。この問題は知事にも説明していただき、机上の理論では国の合同庁舎で行っている仕事や広島県にある出先機関を全部県へ移管しますという話なのですが、その場合に合同庁舎や宿舍の問題は一緒に検討しなければいけない問題だと思います。

○答弁（企画振興局長） この問題は地方分権全体にかかわると思っております。そもそも地方分権をしなくてはいけないという話は、もう10年以上前になると思いますが、国会でほとんどの政党からの支持を得て、これから地方分権をしていかないと我が国の発展あるいは地方の持続可能な地域ができてこないということで、会派、党派を超えて決議がされ、今回の第二期分権改革においても内閣総理大臣がみずから本部長になられています。その諮問機関として丹羽委員長のもとに分権改革推進委員会で検討されており、分権を進めることは幅広い国民の支持だと思いますが、すべてとは言いませんが多くの省庁でなぜ分権改革が必要かという理解を全くされていない部分が多いということが問題だと思います。もちろん地方とすれば分権改革を進めるべきだと言ってきていますが、こういう今の状況ですから、このままいくとよほどのことがないと、なかなか進まず、時間がかかると思っています。

今回の道路、河川の権限移譲につきましても、事務レベルの窓口としては私が責任者ということで整備局と協議していますが、整備局は我々と同じ土俵に上がることをなかなか嫌います。そういう状況で遅々として進まないところに、国として一方的に現時点でこういう確認をしたというようなことで発表したもので、極めて不満足です。

委員御指摘のように、建物一つにしても1回建てますと50年という単位で使わないと償却ができないものが続々とできています。これは振り返ってみますと、首都機能移転の最終的な決着がついていませんが、その首都機能移転について議論している最中に霞が関のビルがどんどん新しくなっていくのと同じです。この問題は分権改革推進委員会も厳しく指摘しており、具体には、仙台の合同庁舎建設をとめようということで、先日、国土交通大臣が当面見送るといっても言われています。一つ一つが複雑に絡んでおり、今の国の形、国と地方の形を大きく変えるということは、知事が申し上げていますように明治維新以来のまさに大改革だと思っています。

したがって、きれいな形で1歩ずつ階段を上がっていくことができるのか、不整合な状態が続きながら行くのか、我々は分権、今国に権限があり地方でできるものについては地方で行うべきだということで権限移譲がまず最初に必要である。そして、2次勧告で触れることになると思いますが、国、地方にわたる二重行政をスリムな形にし、住民の身近なところで意思決定がされ実行される体制をつくる、県としてはこの視点だけは外さずに、中途半端な形で妥協するのではなく、理想を追求する姿勢で臨みたいと考えているところです。

○要望（間所委員） 今の宿舎の問題は緊急を要する問題で、ぜひとも凍結しなければいけないと思います。これは3,000人、4,000人の国家公務員を2つぐらいの宿舎にまとめ、あとは全部売ってしまうという話ですが、今、牛田早稲田団地に20棟ぐらいある国家公務員宿舎はそのまま置いておけばいい。宿舎を一つにすることはできない。10年以内に今の整備局をどうしようかという話になっているのに、新しい宿舎を民間に売るわけにもいかない。県が引き受けるにしても、どこが引き受けるにしても大きな建物が空いてくることになる。国の宿舎は今再編すべきではなく、知事にも意見を伝え、知事会を通してでも速やかに中止させるべきだと思います。広島県が中国地方の中心になろうとしており、道州制では広島県、広島市が中心になりましょうということで、地方の出先機関はほとんど広島にあるわけです。そのときに困るのは広島ですから、絶対に今、宿舎に手をつけてはいけないのです。早稲田団地にできた国家公務員宿舎は20年もたっていないのに、もうそれを崩して新しく再編しようとしており、絶対にやめさせなければいけないということをお願いしておきます。

それともう1点、ことしも都道府県駅伝が広島で行われ、そのために12月から1月にかけて各都道府県出身者が応援態勢を組まれます。具体的には県人会が非常に盛り上げていらっしゃる。都道府県駅伝があり各県人会が盛り上がり、これは県人会を集めようと思ってもなかなかできないことです。広島県が見ているだけではいけないと思うのです。多くの各都道府県出身の方が広島に住んでおられ、せっかくそれだけの人の集まりがあるので、その人たちが生きがいを感じるように、広島に住んでよかった、あるいは広島を愛するということにつながるような形を持っていかなくてはいけないと思います。都道府県駅伝に絡む県人会活動について、県も協働することによって活性化するのではないかと思いますので、そういう発想で取り組んでいただきたいと思います。

○意見（渡壁委員） 国からこの間勧告が出て、芦田川や太田川、その他国道の何本かを県の管理に移管せよという要求を県が出し、その経過が今どうなっているのか先ほどの答弁を聞いていますと、腹が立つ思いをしているということもよくわかりました。地方分権は日本の政治の一大変革です。その一大変革を行わなければ新しい時代が来ないと言っているし、崩壊状況にある農山漁村を救うこともできないのです。今までは東京都に人が集まっていますが、田舎の方に行くと、地方が東京へ人材を送り出すような余力はもうないのです。田舎が崩壊状況にあるということは、ひいては日本全体がだめになり、田舎の立て直しを行わないと東京も立て直しができないという域に近づいているわけです。だから分権を行わないといけないわけで、そのためにはエネルギーが要る。エネルギーが要るのだから、皆さんの腹の中へおさめないで一部始終をやはり県議会議員の皆にもしっかり報告し、これは知事が行え、おまえたちが行えというのではなく、もう少し世論を形成して、みんなで攻めていくというスタイルにし、そういうエネルギーをつくらないとこの分権は進まず、

国はいつまでも知らん顔をして通すと思うのです。だから、そういうエネルギーをつくるという意味で、担当者は無念の思いをしていると思うので、その胸の内をこの委員会があるたびにぶちまけて皆さんに知らせてもらうことが、エネルギーをつくる一番のもとだと思いますので、今後行っていただきたいと思うのです。

今、間所委員が言われたことも、それは許されないことで、もうけしからんことを行っていると思うのです。それが日本をだめにしていくということを皆が共有しないと、分権は進まないと思いますので、ひとつそういう方向で進めていただくようお願いしておきます。

それからもう一点、城戸委員からありました給与勧告のことですが、答弁がありましたように一般的には公務員はストライキ権が剥奪されているので、その代償として人事委員会勧告制度があるわけです。

内容を見ると、15分間の時短の問題とか一番上の地域手当が3.3%から3.58%になるというのは、人事委員会勧告が出て、労働組合と交渉した結果なので行わせてくれという話かもしれませんが、その他の主幹教諭というのは文部科学省がそういう制度を導入しお金を払いますと言ってきた話で、これは別に労働組合がつくってほしいと言ったものではないと思うのです。資料2の一番下のその他にある義務教育等教員特別手当の改定もこれは切り下げるという話で、別に切り上げるという話ではないわけで、それから教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の改定も、文部科学省が新しい制度を設けたことに伴い出ているもので、組合にすれば別につくってもらわない方がいいような性格のもので、医師の初任給を上げるのも政策的なもので、医師が不足して確保できないということで出ている性格のものなので、こういうものは区別し、きちんとした説明をして理解を得ておくことが必要だと思います。きちんと整理して説明すればいいのではないかと思います。ついでに申し上げると、職員は3%の給与カットを3.75%にしているということもあり、7・5・3にプラスしてカットしていることもあるので、カットもするし、勧告が出て修正するのも嫌ですというのでは、職員も息ができない話になってしまうから、現状をきちんと説明して理解をいただくことが大切だと思います。そういう説明が不足しているから城戸委員の質問が出るのだと思うのです。ぜひこれからお互いに理解し合えばいい話で、だれもむちゃをして押し通そうと考えているわけではないので、そのように行っていただければいいと思います。

(4) 閉会 午前11時54分